

入 札 説 明 書

令和 3 年度情報収集端末機器交換等作業及び 運用保守業務【再度公告】

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

自然環境局生物多様性センター

はじめに

令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務業務【再度公告】の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1
環境省自然環境局生物多様性センター
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の「情報処理」又は「調査・研究」において、開札時まで「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1
環境省自然環境局生物多様性センター 2階 情報システム科
TEL 0555-72-6033 FAX 0555-72-6035

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和3年5月7日(金) 17時まで
(持参の場合は、12時から13時を除く)

提出場所 4. (1)の場所

提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール(biodic_webmaster+env.go.jp (+はアットマークに変更ください))によって提出すること。

なお、FAX又は電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和3年5月10日(月)17時までに下記のURLに質問及び回答を掲載する。

<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年5月12日(水) 14時00分

場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 1階 大会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを令和3年5月6日(木)17時までに持参、郵送、FAX又は電子メール(biodic_webmaster+env.go.jp (+はアットマークに変更ください))により提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル） 受付時間 平日 8時30分～18時30分

◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長殿と記載)及び「令和3年5月12日開札[令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札の日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :
責 任 者 名 :
担 当 者 名 :
T E L :
F A X :
E - m a i l :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部署名:

担当者名:

T E L:

F A X:

E-mail:

入札辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

質問書

業 務 名	令和 3 年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-m a i l：
質 問 事 項	



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭 (以下「甲」という。) は、

(以下「乙」という。) と

「令和3年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務」 (以下「業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円) とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和4年3月31日

納入場所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等

の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1
氏名 分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
生物多様性センター長 松本 英昭



乙 住所
氏名



(別添 2)

令和 3 年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】 仕様書

1. 調達件名

令和 3 年度情報収集端末機器交換等作業及び運用保守業務【再度公告】

2. 業務の目的

環境省自然環境局生物多様性センター（以下「センター」という。）では、「インターネット自然研究所」システムにおいて、日本全国の国立公園や国指定鳥獣保護区、野生生物保護センター等に設置した全 53 箇所の情報収集端末においてライブカメラ画像を配信している。

本業務は、上記システムのうち、生物多様性センターが所有する情報収集端末を対象に画像配信を継続して実施するため、情報収集端末の保守運用等を行うこと、及び情報収集端末を構成する機器の交換・点検・調査することを目的とする。

3. 用語の定義

用語	定義
生物多様性情報システム (J-IBIS)	・生物多様性センターが運用する情報システム (http://www.biodic.go.jp/)。
インターネット自然研究所システム	・ J-IBIS 中のサブシステム。 ・全国 52 箇所の情報収集端末（ライブカメラ）を中心に構成される画像配信システム。情報収集端末から配信されるライブカメラ画像をウェブサイトにおいて利用者が閲覧することが出来る。 (https://www.sizenken.biodic.go.jp/) ・システム全体のデータの流れは別紙 3 を参照。
情報収集端末	・インターネット自然研究所システムで運用されているライブカメラ端末を指す。当該端末は、ライブカメラ本体を中心に、電源、通信等の機器で構成されている。 ・全国 47 箇所の国立公園や国指定鳥獣保護区、野生生物保護センター等に設置されている。 ・情報収集端末にて取得した画像は、後述の中継サーバへ、日中の間毎時 1 時間毎に FTP で送信される。 ・管理主体の違いにより、後述のとおり「生物多様性センターカメラ」「外部カメラ」「地方環境事務所カメラ」に分類される。 ・各カメラの名称・設置場所等は別紙 1 のとおり。
生物多様性センターカメラ	・生物多様性センターが所有・運用する情報収集端末 (45 箇所)。
外部カメラ	・外部の組織が所有・運用する情報収集端末で、情報収集端末の運用者の了承の上、生物多様性情報システムにおいて画像配信をしている (5 箇所)。 ・このためカメラ本体の運用等は本業務の対象外。

	<ul style="list-style-type: none"> ・画像が公開されているウェブサイトの URL は以下のとおり ○第一展望台からみた摩周湖 (http://www.masyuko.or.jp/lcimg/live01.jpg) ○大雪山旭岳 (http://211.18.244.62/webcam/webimg/asahidake.JPG) ○浄土ヶ浜 (http://kankou385.sakura.ne.jp/mt/livecamera/viaw1280x960.jpg) ○上高地からみた穂高 (https://www.kamikochi-vc.or.jp/xml/showLiveCameraLatest.php) ○万座しぜん情報館から見た空吹 https://tptsensori.jp/member/getimage?term_id=1&date=latest&_i=tpt-10027
地方環境事務所カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省の地方環境事務所が所有・運用する情報収集端末で、生物多様性情報システムにおいて画像配信している（2箇所）。
中継サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ・J-IBIS と情報収集端末との間で、データのやり取りを中継するサーバ。本サーバにより情報収集端末の個々の差異を吸収している。 ・情報収集端末、及び「外部カメラ」画像取得用端末から画像を収集し、一定期間保存する。 ・保存されている画像は、J-IBIS が SCP で取得する。

4. 本調達に関連する調達案件について

本調達及び本調達に関連する調達案件の調達の案件名、請負者、契約期間を以下の表に示す。

No.	調達案件名	請負者	契約期間
1	令和3年度生物多様性情報システム運用サービス等業務	富士通 Japan 株式会社	令和3年4月1日～ 令和4年1月31日
2	令和3年度から令和7年度生物多様性情報システムの政府共通 PF 移行及び運用サービス等業務	未定	契約日～ 令和8年1月31日
3	令和3年度生物多様性情報システムライブカメラ中継サーバ保守運用業務	未定	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
4	令和3年度情報収集端末機器交換作業及び保守運用業務（本業務）		令和3年4月1日予定～ 令和4年3月31日

5. 業務内容

請負者は、情報収集端末が撮影した画像を、中継サーバを介してインターネット自然研究所システムで配信出来るよう、以下の業務を実施するものとする。また、請負者は、本業務の遂行に当たり、環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以

下「環境省担当官」という。)と業務の進め方及び業務の詳細について緊密に連絡を取りつつ業務を実施するものとする。

(1) 情報収集端末の交換

請負者は、別紙1に示す「生物多様性センター運用カメラ」のうち、「交換」列が「○」となっている23箇所の情報収集端末について、カメラ本体を交換すること。交換するカメラ本体は、環境省から支給する。

- ・交換するカメラの種類は、AXIS社製の型式Q6155-E。壁取付用アームについて、AXIS社製の取り付けを推奨する。また、配線及び既設ハウジングについては、既設のものを流用する。カメラ機器交換に伴い、(別添)カメラ交換用構成成品(参考)を基に設置に必要な機器構成を準備し、カメラ機器の交換を実施すること。別添カメラ交換用構品については、同等機能及び品質を満たす場合は代替品も可能である。

また、「携帯FOMA(3G)」サービスが2024年にサービス終了するため、無線方式「携帯FOMA(3G)」を利用しているところは「携帯LET(4G)」に同番号のまま移行する手続きと切り替えを行うこと。また、「NTT東日本/西日本のADSL回線」サービスが2023年1月末をもって終了するため「NTT東日本/西日本のADSL回線」を利用しているところは「光フレッツ回線」に同番号のまま移行する手続きと回線の切り替えを行うこと。切り替えについては環境省担当官と相談のうえ切り替えをおこなうこと。

- ・交換したカメラについては、ID及びパスワードをデフォルト設定から変更すること。変更するID及びパスワードは環境省担当官から指示する。
- ・カメラの交換後、時刻、撮影時間、取得画像の送信先、カメラのIPアドレスの中継サーバへの通知、画像の送信時刻等、カメラの初期設定を実施すると共に、撮影された画像が交換前のフォーマット通りに中継サーバへ送信されることを確認すること。
- ・カメラの交換は、5.(3)の作業前に実施すること。また、環境省担当官が土地所有者等と事前調整を行った上で作業開始の指示をするため、当該指示を受けて作業を開始すること。
- ・取り外したカメラについては、銘板を外し適切に産業廃棄物処分を行い、報告書中にマニフェストの写しを添付すること。銘板は最終報告時に当センターへ提出すること。
- ・情報収集端末毎の作業時の留意点については、別紙2を参照すること。
- ・作業状況は、以下の要領で写真撮影し報告書中にまとめること。
 - i) 以下の事項を記載した黒板(白板)を文字が判読できるように撮影対象とともに写し込む。→日付、対象カメラ名、撮影部位
 - ii) 写真はデジタルカメラを用いてカラー撮影する。(デジタルカメラの画素数・画像フォーマット、報告書での掲載サイズは事前に協議すること)
 - iii) 作業の開始前、作業中の状況、及び終了後の写真を撮影すること。
 - iv) 現場の状況が把握できるようカメラ自体の撮影方向から逆向きにカメラ設置位置を遠景で撮影するとともに、カメラを中心に90度以上の角度を付け

てカメラ及び撮影方向がわかるように別方向からの遠景写真を撮影すること。この方法で写真を撮影することが出来ない場合はこの限りではない（但し理由を付すこと）。

（２）情報収集端末の交換に係る法律等申請手続き

下記に示す情報収集端末は、（１）の作業前に該当する法律に基づく許可が必要か確認を行い、必要となった場合は、環境省担当官からの指示のもと申請書案及び申請書添付書類の作成を行い、環境省担当官あて提出すること。

No.	エリア	カメラ名	必要な手続き有無確認
2	北海道	濤沸湖と斜里岳	自然公園法 (国定公園：オホーツク総合振興局)
6	北海道	釧路湿原のタンチョウ	土地所有者への申請
15	東北	伊豆沼のガンカモ類	土地所有者（宮城県）への申請
21	関東	草津温泉・西の河原公園	自然公園法
22	関東	箱根・大涌谷	自然公園法 土地所有者への申請
25	上越・中部・東海	田貫湖畔からみた富士山	自然公園法 土地所有者への申請
26	上越・中部・東海	南伊豆・弓ヶ浜	自然公園法
27	上越・中部・東海	乗鞍高原からみた乗鞍岳	自然公園法 土地所有者への申請
30	上越・中部・東海	志摩半島横山からみた英虞湾	自然公園法
31	関西	琵琶湖の水鳥	自然公園法(国定公園：滋賀県)
38	中国・四国	米子水鳥公園のコハクチョウ	土地所有者（米子市）への申請
39	中国・四国	鷺羽山からみた瀬戸内海	自然公園法 土地所有者（岡山県）への申請 鳥獣保護管理法
40	中国・四国	五色台からみた瀬戸内海	自然公園法 所有者（休暇村）への申請
41	中国・四国	来島海峡	自然公園法 所有者（今治市）への申請

上記以外に作業着手前に必要な手続きが必要となった場合は、環境省担当官と連携し資料作成をサポートすること。

（３）情報収集端末構成機器の調査

①調査内容

全国の情報収集端末の維持管理のための資料とするため、請負者は、全国の情報収集端末のうち別紙１の表に示す「生物多様性センターカメラ」のうち、「調査」の列に「○」が付いた23台の情報収集端末について、構成する機器毎に機器の状態を調査する。

情報収集端末毎の作業時の留意点については、別紙2を参照すること。

(調査項目)

- ・情報収集端末を構成する全ての機器及びその型番
 - ・強電の範囲（修理等の施工に電気工事技術者が必要な範囲）
 - ・設置場所の建物の通信回線を使用して通信を行っている情報収集端末については、その経路。
- ※以上3点を盛り込んだ配線図及び機器構成図を作成すること。
- ・機器の状態
 - ・機器毎の修理又は交換の必要性
 - ・修理又は交換の必要がある場合にはその方法及び交換部品の型番（可能であれば交換可能な部品の型番は複数示すこと）
 - ・機器毎の所有者
 - ・作業時足場の状態、脚立又は高所作業車の必要性。
 - ・携帯電話を使用して通信を行っている情報収集端末においては電界強度。携帯電話 FOMA を利用している機器については、機器交換を提案し変更が必要な場合は、事前に環境省担当官へ報告し、対応をサポートすること。

また、調査実施時の留意事項は以下のとおり。

- ・機器の電源を落としたり、通信を遮断したりする必要があるときは、画像が撮影される毎時 00 分を避けて実施し、画像の配信が継続して実施されるようにすること。
- ・調査を実施する際には、同時に各情報収集端末の清掃と、環境省担当官の支給するシールの貼り付けを行うこと。また、ケーブル類の接続がきちんと行われているかどうか確認し、きちんと接続されていない場合には、接続のし直しを行うこと。
- ・調査の内容及び結果は、以下の要領で写真撮影し報告書中にまとめること。
 - i) 以下の事項を記載した黒板（白板）を文字が判読できるように撮影対象とともに写し込む。→ 日付、対象カメラ名、撮影部位
 - ii) 写真はデジタルカメラを用いてカラー撮影する。（デジタルカメラの画素数・画像フォーマット、報告書での掲載サイズは事前に協議すること）
 - iii) 作業の開始前、作業中の状況、及び終了後の写真を撮影すること。
 - iv) 現場の状況が把握できるようカメラ自体の撮影方向から逆向きにカメラ設置位置を遠景で撮影するとともに、カメラを中心に90度以上の角度を付けてカメラ及び撮影方向がわかるように別方向からの遠景写真を撮影すること。この方法で写真を撮影することが出来ない場合はこの限りではない(但し理由を付すこと)。

(4) 情報収集端末の運用保守業務

本業務について、別紙1の「環境省カメラ」に対して、下記に示す運用保守を実施すること。また、業務実施期間に新たに設置された「環境省カメラ」についても、下記に示す運用保守を実施すること。

① 情報収集端末の障害対応

情報収集端末は、端末本体にリモートでアクセスし、上下左右とズームを使って画角を調整することができる。請負者は、情報収集端末に障害が発生した際、センター担当官から指示を受けてリモートにより復旧を行うこと。また、画像復旧できない場合は、原因調査を行い復旧対策について提案を行うこと。

(5) その他留意点

- ・必ず環境省担当官から了承を受けた後に現場作業を行うこと。
- ・カメラ設置場所に常駐する環境省やビジターセンター等の職員には請負者から直接連絡しないこと。連絡が必要な場合には、必ず環境省担当官と協議すること。
- ・高所において作業を行う場合には、安全帯を使用するなど、必ず作業員の安全を確保すること。
- ・強電の範囲は、電気工事士が作業を行うこと。
- ・契約後2週間以内に業務期間内の作業スケジュールを立て、環境省担当官に報告すること。
- ・業務の履行にあたっては、当センターのほか、記載した関連業務の請負者と連携すること。

6. 業務打合せ

業務打合せは、契約後2週間以内、中間報告時、成果物納品時の最低3回実施し、この他に必要が生じた場合には適宜実施する。打合せはWeb会議も可とする。

契約後2週間以内に実施する最初の打合せ時には、業務期間内の作業スケジュールを立て、報告すること。また、中間報告時には、5.(3)の調査結果を報告するとともに、機器を修理する必要がある場合は、その内容を助言すること。

7. 業務実施期間

契約日から平成4年3月31日まで

8. 成果物

(1) 成果物の提出期限及び提出場所

請負者は、以下に定める通り、成果物を提出すること。なお、報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は別記のとおりとする。

1) 提出物

業務報告書紙媒体 2部

※A4版冊子、くるみ製本、表紙及び背表紙付き

内容には「セキュリティ報告書」、「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を含む。

電子媒体 2式

(業務報告書を格納した電子媒体 (DVD-R 等))

2) 提出期限

令和4年3月31日

3) 提出場所

環境省生物多様性センター

(2) 成果物作成に係る留意事項

納入成果物は、提示期限までに環境省担当官によるレビューを受け、承認を受けること。また、納入期限までに環境省に納入し、その後検収を受けること。

なお、成果物の納入後に発生した請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者が無償で速やかに必要な措置を講ずること。

9. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る

情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

1 1. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事由については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。なお、本仕様書により難しい事由とは、災害等の発生により本仕様書で示した業務の実施が不可能となった場合を含むものとする。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別紙1 ライブカメラ一覧

【生物多様性センター運用カメラ】

No.	エリア	カメラ名	設置場所	設置場所 緯度経度	カメラ型番	交換	調査	地上高
1	北海道	知床半島・羅臼の山々	北海道目梨郡羅臼町礼文町 32-1	44. 015785, 145. 186919	WV-SW395AJ			
2	北海道	濤沸湖と斜里岳	北海道網走市北浜 203 番地 3 地先 (白鳥公園内)	43. 952409, 144. 358656	WV-SW395AJ	○	○ フラッシュ	4m 脚立
3	北海道	美幌峠からみた屈斜路湖	北海道網走郡美幌町字古梅 (道の駅ぐるっとパノラマ美幌峠)	43. 648432, 144. 247988	WV-SW395AJ			
4	北海道	厚岸湖・別寒辺牛湿原の動物達	北海道厚岸郡厚岸町サンヌシ 66	43. 092561, 144. 856889	アナログカメラ+ BB-HCS301			
5	北海道	シマフクロウ (釧路湿原野生生物保護センター)	北海道釧路市北斗 2-2101	43. 066384, 144. 296919	アナログカメラ+ BB-HCS301			
6	北海道	釧路湿原のタンチョウ	北海道阿寒郡鶴居村中雪裡南	43. 228588, 144. 332271	BB-SW175A	○	○	2.5m 脚立
7	北海道	サロベツ湿原センターからみたサロベツ湿原	北海道天塩郡豊富町上サロベツ 8662 番地 (サロベツ湿原センター)	45. 110328, 141. 701032	BB-SW175A			
8	北海道	幌延ビジターセンターからみたサロベツ湿原	北海道天塩郡幌延町字下沼 (幌延ビジターセンター)	45. 010241, 141. 730986	BB-SW175A			
9	北海道	クッチャロ湖のハクチョウ	北海道枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔	45. 129804, 142. 349278	WV-SW395AJ			
10	北海道	支笏湖と周辺の山々	北海道千歳市支笏湖温泉モラップ	42. 751021, 141. 405333	WV-SW395AJ			
11	北海道	洞爺湖温泉からみた洞爺湖	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142	42. 563912, 140. 815026	BB-SW175A			
12	北海道	細岡展望台からみた釧路湿原	北海道釧路郡釧路町字達古武 22	43. 098814, 144. 449784	WV-SW395AJ			
13	東北	小湊海岸のハクチョウ	青森県東津軽郡平内町大字福館字雷電林 17	40. 94131, 140. 967758	WV-SW395AJ			
14	東北	発荷峠からみた十和田湖	秋田県鹿角郡小坂町字十和田湖	40. 40881, 140. 86411	BB-ST165A	○	○	2.5m 脚立

15	東北	伊豆沼のガンカモ類	宮城県栗原市若柳 上畑岡敷味17-2 宮城県伊豆沼・内 沼サンクチュアリ センター	38.723481, 1 41.094611	WV-SW395AJ	○	○ AD SL	7m 高所作 業車
16	東北	羽黒町からみた 月山遠望	山形県鶴岡市羽黒 町荒川前田元89 羽黒庁舎	38.698394, 1 39.986389	WV-SW395AJ			
17	東北	裏磐梯レンゲ 沼と磐梯山	福島県耶麻郡北塩 原村大字桧原字小 野川原1092- 65 (裏磐梯サイ トステーション 内)	37.677599, 1 40.07153	BB-SW175A			
18	東北	尾瀬沼	福島県南会津郡檜 枝岐村燧ヶ岳	36.927556, 1 39.316389	WV-SW395AJ			
19	関東	那須平成の森 からみた那須 岳	栃木県那須郡那須 町高久丙	37.124465, 1 40.010109	BB-SW175A			
20	関東	奥日光湯ノ湖	栃木県日光市湯元	36.803996, 1 39.423851	BB-SW175A			
21	関東	草津温泉・西 の河原公園	群馬県吾妻郡草津 町草津521	36.624598, 1 38.58844	BB-SW175A	○	○	5m 脚立
22	関東	箱根・大涌谷	神奈川県足柄下郡 箱根町仙石原1251 (大涌谷)	35.243658, 1 39.01922	BB-SW175A	○	○	3m 脚立
23	関東	富士北麓から みた富士山1 (環境省生物 多様性センタ ー)	山梨県富士吉田市 上吉田 (生物多 様性センター)	35.456023, 1 38.762923	BB-SW175A	○	○ フル ツ光	7m 安全帯
24	関東	富士北麓から みた富士山2 (富士山北麓 フラックス観 測サイト)	山梨県富士吉田市 上吉田字河原	35.442246, 1 38.766583	WV-SW395AJ			
25	上越・中 部・東海	田貫湖畔から みた富士山	静岡県富士宮市佐 折634	35.340687, 1 38.553228	BB-SW175A	○	○	6.5m 安全帯
26	上越・中 部・東海	南伊豆・弓ヶ 浜	静岡県賀茂郡南伊 豆町湊 (弓ヶ浜)	34.636056, 1 38.89293	BB-SW175A	○	○	4.8m 高所作 業車
27	上越・中 部・東海	乗鞍高原から みた乗鞍岳	長野県松本市安曇 4307	36.117175, 1 37.613682	BB-SW175A	○	○	1.8m
28	上越・中 部・東海	白山ブナオ山 の動物たち	石川県白山市尾添	36.261691, 1 36.726692	DSC-RX100			

29	上越・中部・東海	三方湖の水鳥	福井県三方上中郡若狭町鳥浜122-27-1(三方青年の家)	35.560091, 1 35.894356	WV-SW395AJ	○	○	10m 高所作 業車
30	上越・中部・東海	志摩半島横山からみた英虞湾	三重県志摩市阿児町鶴方	34.332076, 1 36.799166	BB-SW175A	○	○	7m 梯子
31	関西	琵琶湖の水鳥	滋賀県長浜市湖北町尾上(水鳥公園)	35.446541, 1 36.189966	WC-SW395AJ	○	○	1.5m 脚立
32	関西	串本海中公園(海中景観)	和歌山県東牟婁郡串本町有田1157(串本海中公園)	33.479515, 1 35.746292	BB-SW175A	○	○	建物内
33	関西	紀州加太からみた紀淡海峡	和歌山県和歌山市深山483	34.292845, 1 35.072338	BB-SW175A			
34	関西	竹野海域公園地区	兵庫県豊岡市竹野町切浜(竹野スノーケルセンター・ビクターセンター)	35.65972, 13 4.748645	WV-SW395AJ			
35	関西	吉野山上千本から望む吉野桜と町並み	奈良県吉野郡吉野町吉野山	34.356059, 1 35.871950	DG-SW395			
36	関西	京都御苑(九條家の遺構・拾翠亭)	京都府京都市上京区京都御苑	35.017960, 1 35.762296	DG-SW395			
37	中国・四国	大山鏡ヶ成からみた烏ヶ山	鳥取県日野郡江府町御机字鏡ヶ成709-1	35.344108, 1 33.591491	BB-SW175A			
38	中国・四国	米子水鳥公園のコハクチョウ	鳥取県米子市彦名新田665(米子水鳥公園)	35.441375, 1 33.287343	WV-SW395AJ	○	○ AD SL	2.1m 脚立
39	中国・四国	鷺羽山からみた瀬戸内海	岡山県倉敷市下津井田之浦1-2	34.435516, 1 33.808003	BB-SW175A	○	○	6.9m 脚立
40	中国・四国	五色台からみた瀬戸内海	香川県坂出市大屋富町3042	34.356592, 1 33.920114	BB-SW175A	○	○	9.5m 脚立
41	中国・四国	来島海峡	愛媛県今治市小浦町2-5-2(糸山公園)	34.114241, 1 32.977731	BB-SW175A	○	○	5.4 m 高所作 業車
42	九州	ツシマヤマネコ(福岡市動物園)	福岡県福岡市中央区南公園1-1(福岡市動物園)	33.572621, 1 30.390695	BB-SW175A	○	○	0.5m
43	九州	南阿蘇からみた阿蘇根子岳	熊本県阿蘇郡高森町(高森)	32.843614, 1 31.147853	BB-SW175A	○	○	6.4m

44	九州	えびの高原からみた霧島連山	宮崎県 えびの市 (えびの 高原)	31. 946017, 1 30. 844218	BB-SW175A	○	○	12m 高所作 業車
45	九州	出水平野のツル	鹿児島県出水市 (荒崎)	32. 105508, 1 30. 274667	WV-SW395AJ	○	○ AD SL	3尺 脚立
46	九州	屋久島の山々	鹿児島県熊毛郡屋 久島町 (太忠岳)	30. 304434, 1 30. 57124	BB-SW175A	○	○	6m 脚立
47	沖縄	やんばるの照 葉樹林	沖縄県国頭郡国頭 村比地 263-1	26. 751535, 1 28. 241677	BB-SW175A			

【 (参考) 外部カメラ】

No.	エリア	カメラ名	設置場所	設置場所緯 度経度	使用カメラ
1	北海道	第一展望台からみた摩周湖	北海道川上郡弟子 屈町(摩周湖レスト ハウス屋上)	43. 556137, 1 44. 507272	外部カメラ
2	北海道	大雪山旭岳	北海道上川郡東川 町勇駒別	43. 662113, 1 42. 825128	外部カメラ
3	東北	浄土ヶ浜	岩手県宮古市日立 浜町 32	39. 64639, 14 1. 97807	外部カメラ
4	上越・中 部・東海	上高地からみた穂高	長野県松本市安曇 上高地	36. 246361, 1 37. 635778	外部カメラ
5	上越・中 部・東海	万座しぜん情 報館から見た 空吹	群馬県吾妻郡嬭恋 村	36. 634444, 1 38. 509759	外部カメラ

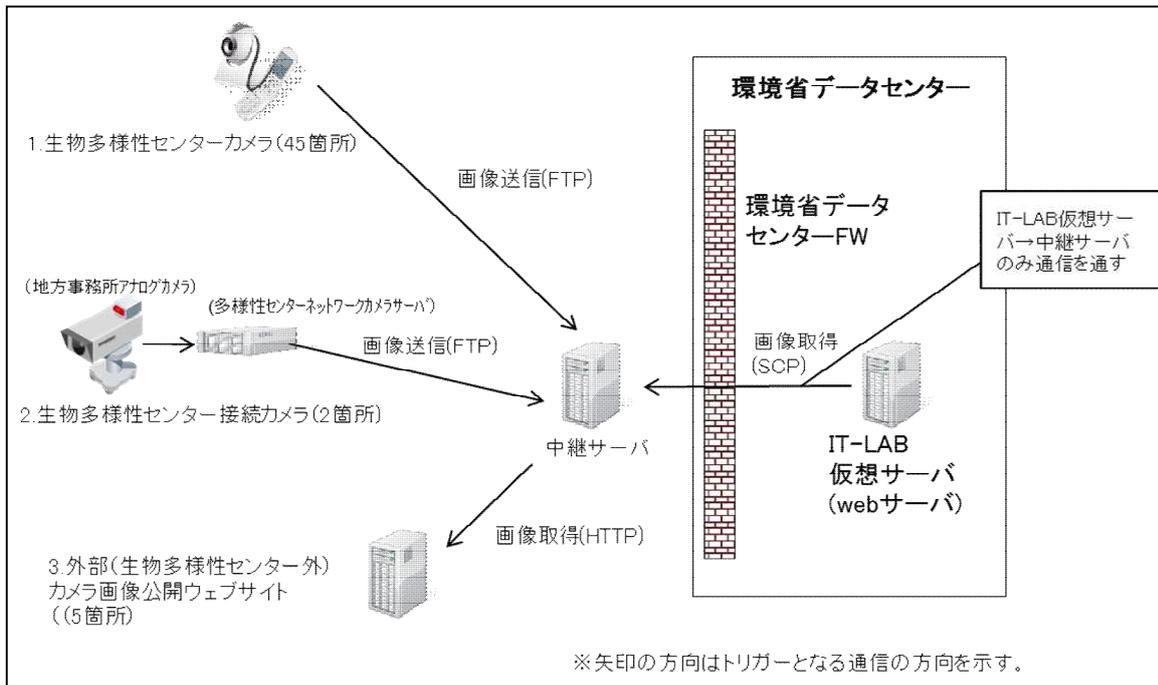
別紙 2 : 情報収集端末毎の作業時留意点

No.	エリア	カメラ名	作業時留意点
2	北海道	濤沸湖と斜里岳	2階部分の建物壁面にカメラが設置されているため、1階屋根の上に脚立(1.5m)を立てて作業。
6	北海道	釧路湿原のタンチョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・1.8m程度の脚立で作業可能 ・隣に同様のカメラが設置されているため、現地対応の際は注意が必要。
14	東北	発荷峠からみた十和田湖	脚立を使用 (2016年に新設された休憩所に秋田県が端末を再設置した)
15	東北	伊豆沼のガンカモ類	高所作業車使用
21	関東	草津温泉・西の河原公園	脚立(7m)を使用 <ul style="list-style-type: none"> ・6.5mのポールにプライバシー保護の観点から上部へ設置 ・5.5m梯子でも作業可能だが安全確保には7.5m程度必要
22	関東	箱根・大涌谷	脚立(2m) <ul style="list-style-type: none"> ・カメラは神奈川県企業庁水道局タンク隣接地内に設置。現地に立ち入るためには、箱根水道センター（神奈川県足柄下郡箱根町宮城野 626-11）よりカギを借りる必要あり。
23	関東	富士北麓からみた富士山1（環境省生物多様性センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の上において作業可能。ただし滑りやすいため安全帯必須。
25	上越・中部・東海	田貫湖畔からみた富士山	設置されている階段からの作業 前面の木々の成長に伴い、設置場所の高さ変更を見直す
26	上越・中部・東海	南伊豆・弓ヶ浜	高所作業車を使用 <ul style="list-style-type: none"> ・カメラの下が公道なので、高所作業車を使用する場合には、交通整理要員が必要 ・梯子(7.5m2本利用)を使用する場合には、安全帯で安全確保が必要 ・ボックスに錆。
27	上越・中部・東海	乗鞍高原からみた乗鞍岳	脚立(1.8m) <ul style="list-style-type: none"> ・作業の際には、安全帯が必要 ・休暇村レストラン奥から設置場所へ行くため、作業はチェックアウト後の10時以降 (屋根の老朽化にて、既設置の後方にポール設置を行いカメラを再設置の要望あり)

29	上越・中部・東海	三方湖の水鳥	高所作業車 12m 利用
30	上越・中部・東海	志摩半島横山からみた英虞湾	<p>梯子を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメラは階段上にあるため高所作業車の使用は不可能 ・展望台入口付近なので、通行人の安全確保も必要 ・電源は水道ポンプと共用。カメラを停止する際は注意必要 <p>※1：中部 REO による横山園地改修工事において、カメラを付け替えたが、その際に中部 REO によりボックスを交換した旨、H30. 4. 26 に中部 REO よりヒアリング。ボックスは中部 REO において国有財産登録しているとのことであるため、改修等の際は注意が必要。</p>
31	関西	琵琶湖の水鳥	<p>脚立(1.5m)を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上高は不明 ・建物 2 階テラスの天井より吊り下がっているため、2 階テラスで脚立を使用し作業
32	関西	串本海中公園(海中景観)	<p>建物内で、脚立は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海中にあるため携帯電波はほぼ圏外で画像がとれないことが多い。 ・海中公園が閉園しているとカメラの電源が入らない。 ・カメラ前部のガラス面全体的に空気が入っており、特に中央部分がひどいため設置場所には注意が必要。
38	中国・四国	米子水鳥公園のコハクチョウ	<p>脚立(2.1m)を使用</p> <p>建物 2 階より脚立を使用</p>
39	中国・四国	鷺羽山からみた瀬戸内海	<p>脚立(1.5m)を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地までの道程は車のすれ違い不可能。崖に落ちないように注意が必要 ・ベランダの作業だが、カメラ設置場所はフェンス上なので安全帯等の対策必須
40	中国・四国	五色台からみた瀬戸内海	脚立(1.8m)を使用
41	中国・四国	来島海峡	<p>高所作業車(12m)使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメラの隣に似た色の大きいカメラのようなものがあるため注意が必要 ・カメラ付近に木があるため高所作業車でないと作業不可能。ポールはフェンスを越えた崖上にあるため足場無

42	九州	ツシマヤマネコ（福岡市動物園）	<p>檻の中での作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツシマヤマネコの目線に合わせてカメラを設置しているため、配線類は全て配管に収納している ・駐車場から台車で工具・カメラ等を移動させる必要あり。
43	九州	南阿蘇からみた阿蘇根子岳	<p>屋上にて作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脚立、梯子等を使用せずに作業が可能。
44	九州	えびの高原からみた霧島連山	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業車使用、道幅 2mなので注意が必要。 ・作業時に火山灰の清掃が必要 ・電源は建物内部より供給
45	九州	出水平野のツル	<ul style="list-style-type: none"> ・既設足場において作業可能。（脚立（3尺）使用）
46	九州	屋久島の山々	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダに 3m程度の脚立を設置して作業する必要あり。下部にタンク類があるため落下させないように注意が必要 ・現場までの道程は険しい。車のすれ違いと動物に注意。

(別紙3) 情報収集端末から J-IBIS までのデータの流れ



(別添)

カメラ交換用構成品(参考)

1. 生物多様性センター所有カメラ

令和3年度既存カメラ交換対象

管轄事務所	名称	既存カメラ	無線方式	壁面 ポールマウント	サーベランス キャビネット	60W/30W ミッドスパン	ルータ	携帯電話内蔵型 ルータ1式	リピータ	雷防装置	ブレーカ	漏電ブレーカ (建物側)	取付金具	ステンレス チールストラップ	ポール ブラケット
北海道	瀧沸湖と斜里岳	WV-SW395A	光フレッツ	AXIST91L61		AXIS T8154	ヤマハ NVR500		明京電機 RPC-M2CS	サンリツ NPF-SFU-005	三菱電機 BL-1C				
釧路	釧路湿原のタンチョウ	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C			AXIS Steel Straps TX30 570mm	AXIST95A67
東北	発荷峠からみた十和田湖	BB-ST165A	携帯(LTE(G4))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C		東名通信製 図番[G003211]		
東北	伊豆沼のガンカモ類	WV-SW395A	ADSL	AXIST91L61		AXIS T8154	NVR500		RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C		図番[G003211]		
関東	草津温泉・西の河原公園	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C	Panasonic BJS2021N		AXIS Steel Straps TX30 570mm	AXIST95A67
関東	箱根・大涌谷	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C			AXIS Steel Straps TX30 1450mm	AXIST95A67
関東	富士北麓からみた富士山1 (環境省生物多様性センター)	BB-SW175A	光フレッツ	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154	NVR500		RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C	BJS2021N	図番[G003211]		
関東	田貫湖畔からみた富士山	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C		図番[G003211]		
関東	南伊豆・弓ヶ浜	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C				
長野	乗鞍高原からみた乗鞍岳	BB-SW175A	光フレッツ	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154	既存利用		RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C				
中部	三方湖の水鳥	WV-SW395A	携帯(LTE(G4))	AXIST91L61		AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C			AXIS Steel Straps TX30 570mm	AXIST95A67
中部	志摩半島横山からみた英虞湾	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C			AXIS Steel Straps TX30 1450mm	AXIST95A67
関西	琵琶湖の水鳥	WV-SW395A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91B63		AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C				
関西	串本海中公園(海中景観)	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C		図番[G003211]		
中国・四国	米子水鳥公園のコハクチョウ	WV-SW395A	ADSL	AXIST91L61		AXIS T8154	NVR500		RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C		図番[G003211]		
中国・四国	鷺羽山からみた瀬戸内海	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C		図番[G003211]		
中国・四国	五色台からみた瀬戸内海	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C		図番[G003211]		
中国・四国	来島海峡	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C			AXIS Steel Straps TX30 1450mm	AXIST95A67
九州	ツシマヤマメコ(福岡市動物園)	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C	BJS2021N			
九州	南阿蘇からみた阿蘇根子岳	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C	BJS2021N	図番[G003211]		
九州	えびの高原からみた霧島連山	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C	BJS2021N	図番[G003211]		
九州	出水平野のツル	WV-SW395A	ADSL	AXIST91L62		AXIS T8154	NVR500		RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C				
九州	屋久島の山々	BB-SW175A	携帯(FOMA(G3))	AXIST91L61	AXIS98A18-VE	AXIS T8154		AS-M250/L	RPC-M2CS	NPF-SFU-005	BL-1C			AXIS Steel Straps TX30 1450mm	

※既存「携帯(FOMA(G3))」は「携帯LTE(G4)」に変更
 ※既存「ADSL」は「光フレッツ」に変更

※漏電ブレーカ設置は建物側の事前承諾が得られた場合に限る
 ※取付金具は東名通信工業製